

第4次港区男女平等参画行動計画（令和3年度～令和8年度）（素案）の概要

人権・男女平等参画担当

第1章 計画の背景 (P1～)

1 計画策定の背景

- 国際的な動き
 - ・国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」の17の目標の1つが「ジェンダー平等を実現しよう」
 - ・世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数(2019版)で日本は153か国中121位(過去最低)
- 国の動き
 - ・女性活躍推進法の制定、働き方改革の推進等
 - ・第5次男女共同参画基本計画策定に向けた検討(第4次は平成27年に策定)
- 東京都の動き
 - ・東京都男女平等参画推進総合計画の策定
 - ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定
- 港区の動き
 - ・港区男女平等参画条例の改正
 - ・(仮称)港区子ども家庭総合支援センターの整備

2 港区の現状

3 第3次行動計画の進捗と評価

第2章 計画の基本的内容 (P30～)

1 計画の性格・位置付け

- 港区男女平等参画条例及び男女共同参画社会基本法に基づく行動計画
- 配偶者暴力防止法及び女性活躍推進法に基づく計画に相当
- 「港区基本構想」「港区基本計画」を踏まえるとともに、関連する個別計画と整合性を図り策定

2 基本理念

- 「港区男女平等参画条例」第3条で定める男女平等参画社会を形成するための7つの基本理念

3 計画の期間

- 令和3年度から令和8年度までの6年間

4 計画の推進

- 実施・進捗状況と責任項目評価結果を整理した年次報告書を作成

5 計画の特徴

- 男女平等参画社会の実現に向けて区の施策を総合的かつ体系的にまとめていること。
- 港区男女平等参画推進会議における意見を尊重し、令和元年度実施の意識・実態調査結果を踏まえていること。
- 「区民一人ひとりが取り組めること」及び「事業者が取り組めること」を具体的に示していること。

6 目標及び責任項目の設定

- 港区男女平等参画条例の7つの基本理念の下、4つの目標を設定し、具体的事業を推進
- 重点的に取り組むべき施策を「責任項目」(8つ)に位置付け

7 計画の体系

8 計画の成果指標

- 目標に位置付ける課題ごとに、わかりやすい成果指標を設定

第3章 施策の展開 (P41～)

目標1 あらゆる場における男女平等参画を推進する

課題	施策の方向	課題	施策の方向
課題1 働く場における女性の活躍の促進	1 事業者における女性の活躍の促進【責任項目1】(P43) 2 在勤者への働きかけ(P44) 3 女性の多様な働き方の実現に向けた支援(P45)	課題2 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員への女性の参画拡大【責任項目2】(P48) 2 女性のエンパワーメント支援(P48)
課題3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域における男女平等参画促進(P50) 2 バリアのない安全なまちづくりの推進(P51)	課題4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進(P53) 2 生涯学習における男女平等参画の推進(P54)
課題5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保(P56)	課題6 男女平等参画の視点に立った防災対策の充実	1 防災分野における男女平等参画の推進【責任項目3】(P59)

目標2 ワーク・ライフ・バランスを推進する

課題	施策の方向	課題	施策の方向
課題1 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進(P62) 2 働き方改革に対応した職場環境の整備促進【責任項目4】(P63)	課題2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実(P66) 2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備(P67) 3 ひとり親家庭への支援(P70)
課題3 仕事と介護の両立に向けた支援	1 高齢者・障害者の自立支援(P73) 2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実【責任項目5】(P75)	課題4 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の働き方の見直しの促進(P78) 2 男性の家庭・地域への参加のための支援(P78)

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

課題	施策の方向	課題	施策の方向
課題1 人権を尊重する意識の醸成と性別等による差別の根絶	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供(P80) 2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決(P81) 3 (仮称)子ども家庭総合支援センターの整備(P82) 4 性別等による差別の根絶に向けた働きかけ【責任項目6】(P82)	課題2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発【責任項目7】(P84) 2 早期発見体制の充実と相談機能の強化(P85) 3 被害者を安全に保護する体制の整備(P86) 4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備(P86) 5 子どものケア体制の充実(P87) 6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化(P88)
課題3 あらゆるメディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ(P91) 2 メディア・リテラシー及びソーシャルメディアにおける情報モラルの育成(P91)	課題4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援(P93) 2 互いの性や健康に関する理解の促進(P94) 3 女性の生涯を通じた健康支援(P94)

目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

課題	施策の方向	課題	施策の方向
課題1 拠点施設リーブラの充実	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実【責任項目8】(P97) 2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実(P98)	課題2 区職員の男女平等参画の推進	1 庁内における女性活躍の推進(P100) 2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現(P101)
課題3 計画推進体制の充実	1 計画の進行・管理(P102) 2 男女平等参画に対する広報・啓発の充実(P103) 3 組織の連携(P103)	課題4 区民・事業者・教育機関等との連携	1 区民・事業者・教育機関等との連携(P104) 2 国・東京都・他自治体との連携(P104)

※第3次行動計画と同様に、計画期間中に区が特に重点的に取り組むべき施策を「責任項目」とし、港区男女平等参画推進会議による第三者評価の対象とします。